

2018年8月27日 全13頁

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A①

個人情報ってどういう情報のこと？

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

- ここもと、個人情報の保護に関する制度改正が、国内外で相次いでいる。わが国では、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日から全面施行されている。個人の医療情報に関しては、別途、次世代医療基盤法が2017年5月に公布され、2018年5月11日から施行されている。海外ではEUでGDPR(EU一般データ保護規則)が2018年5月25日から施行されている。
- 本シリーズでは、まず手始めに、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。
- 今回は、個人情報の定義と分類、個人情報に関するルールの体系、ルールの対象となる個人情報取扱事業者の定義等について取り上げる。

【目次】

Q1：そもそも「個人情報」ってどういう情報を指すの？

Q2：個人情報に関するルールってどうなっているの？

Q3：「要配慮個人情報」って個人情報とは違うの？

Q4：「個人情報データベース等」って何？

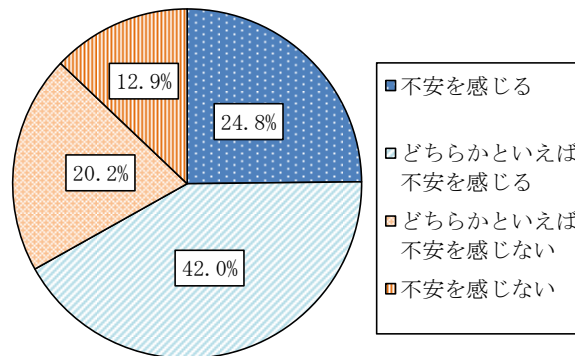
Q5：個人情報保護法の対象者となる「個人情報取扱事業者」って何？

Q6：「匿名加工情報」って何？

はじめに

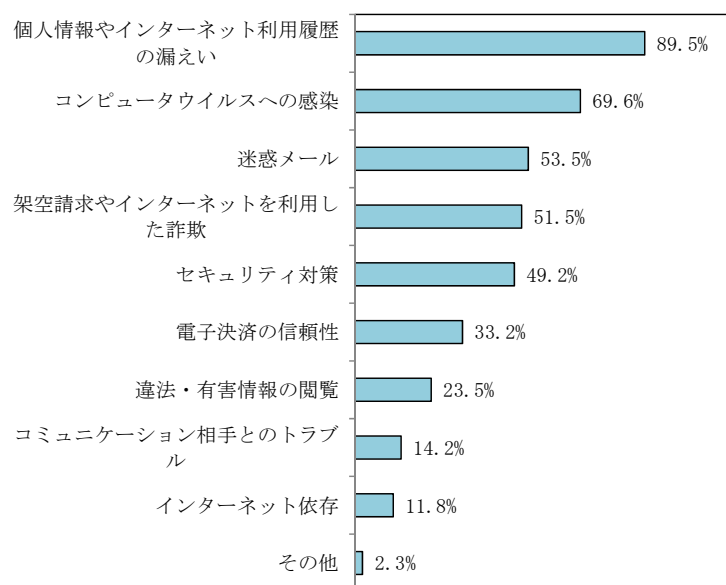
近年、個人に関する多種多様な情報がインターネット上に流通し、ビッグデータ等として活用され、新たなサービス等が提供されている。こうしたサービス等により、我々の生活の利便性が向上していく一方で、個人の情報が利用されていることに不安を感じる消費者も多いようだ。実際、インターネット利用時に「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」と答えた個人は、全体の2/3以上（2017年）となっている（図表1）。また、不安の内容に関しては、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」に不安を感じている個人の割合が最も大きいという結果になっている（図表2）。

図表1 インターネット利用時に不安を感じる個人の割合



（出所）総務省「平成29年通信利用動向調査」より大和総研作成

図表2 インターネット利用で感じる不安の内容（複数回答）



（注）インターネット利用上の不安の有無について「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」と答えた個人に占める割合。

（出所）総務省「平成29年通信利用動向調査」より大和総研作成

個人情報に関しては、データの国際流通の進展に伴い、1980年にOECDの理事会により「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されてから、各国で急速に法制度の整備が進められた。わが国でもこの潮流に対応すべく、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が2003年に制定され、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の作成、取扱事象者の義務等が規定された。

しかし、この十数年間の目覚ましい情報技術の発展により、当時は想定されていなかったような活用も見受けられるようになり、主に以下の三つの背景から個人情報保護法の改正が求められるようになった¹。

図表 3 個人情報保護法改正の背景と対応

背景		改正による対応	改正個人情報保護法条文
グレーゾーンの拡大	「個人情報」の定義の曖昧さ	個人情報の定義の明確化	第2条第一項
	ビッグデータ等の利活用の拡大	匿名加工情報に関する規定	第36条～第39条等
消費者の意識の高まり	企業による他の企業への個人情報の提供	第三者提供の規定	第23条等
	名簿業者への規制の必要性	第三者提供に係る記録の作成等の規定	第25条～第26条等
制度の国際的調和 (EUデータ保護指令への対応)	機微情報に関する規定の整備の必要性	要配慮個人情報の定義	第2条第三項
	小規模取扱事業者に対する法の適用の必要性	個人情報取扱事業者の範囲の拡大	第2条第五項
	越境データ移転についての権限の規定の必要性	外国にある第三者への提供の規定	第24条

(注) 改正による対応の部分は、改正個人情報保護法で背景として挙げられた課題に対応したと筆者が考えている箇所を示している。

(出所) 一部、瓜生和久編著『一問一答 平成27年改正個人情報保護法』（商事法務、2015年）を参考に、大和総研作成

第一は、いわゆる「グレーゾーン」が拡大し、何が個人情報に該当するか分かりづらくなったことである。多種多様なパーソナルデータが扱われるようになり、ビッグデータを活用する技術も生まれ、「個人情報」という定義の範囲の曖昧さが顕在化した。こうした「グレーゾーン」を解消し、パーソナルデータの適正な利活用を促進しようというニーズが高まったのである。

第二は、個人情報への消費者の意識の高まりである。2013年には、交通系ICカードの利用データが他の企業に提供されたことについて、消費者から批判の声があがった。また、2014年には、不正に取得した顧客の個人情報が名簿業者に売却されたといった事件も話題となった。こうした状況を受け、図表1、2のように個人情報の扱いに対する消費者の不安が高まっていることから、消費者の安心感を生む制度の構築が望まれた。

第三は、制度の国際的調和の必要性が生じたことである。企業活動がグローバル化し、また、技術の発展により国境を越えた情報の流通が容易になったことから、世界各国で法整備が進ん

¹ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（2014年6月24日）より。

でいる。特に欧州のEUデータ保護指令（1995年制定）²では、データ保護の施策がEUと同等の水準であるという「充分性認定」を得た国にのみ、個人データをEU域内から移転できるとしていた。こうした状況に対応するために、わが国でも個人情報の保護に関する規制を整備する必要があったのである。

こうした背景から、政府でも議論が展開された（図表4）。その結果、個人情報保護を図りつつ、個人に関する情報の円滑な利活用を促進させるため、2015年9月に個人情報保護法が改正された（2017年5月30日全面施行³）。

本シリーズでは、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項を、Q&A形式で解説する⁴。まず本稿では、個人情報の定義や分類、個人情報保護法の対象となる「個人情報取扱事業者」の定義等を、図表や例を用いて解説する。

図表4 個人情報保護法改正までの経緯

時期	省庁・組織	会議体	公表文書等	主な内容・提言	
2013年	6月	総務省	パーソナルデータの利用・流通に関する研究会	パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書	パーソナルデータの利活用の課題は、ルールが不明確であり、企業としては適正な利活用が分からないこと、また、消費者としてはプライバシー等が適切に保護されているか懸念があることとしている。
	12月	内閣官房	パーソナルデータに関する検討会	パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）	第三者機関の設置、個人が特定される可能性を低減した個人データの扱い、小規模事業者の扱い等を見直し事項として取り上げている。
		内閣官房	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱	制度改正の基本的な枠組みとして、①オプトアウトの枠組みの導入等、②基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用、③第三者機関の体制整備等による制度執行の確保を挙げている。
2014年	12月	内閣官房	IT総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室	パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）	具体的な改正の法律案を提案している。
2015年	3月				閣議決定
	9月			個人情報の保護に関する法律（略）の一部を改正する法律案	成立、公布
2016年	1月				一部施行
2017年	5月				全面施行

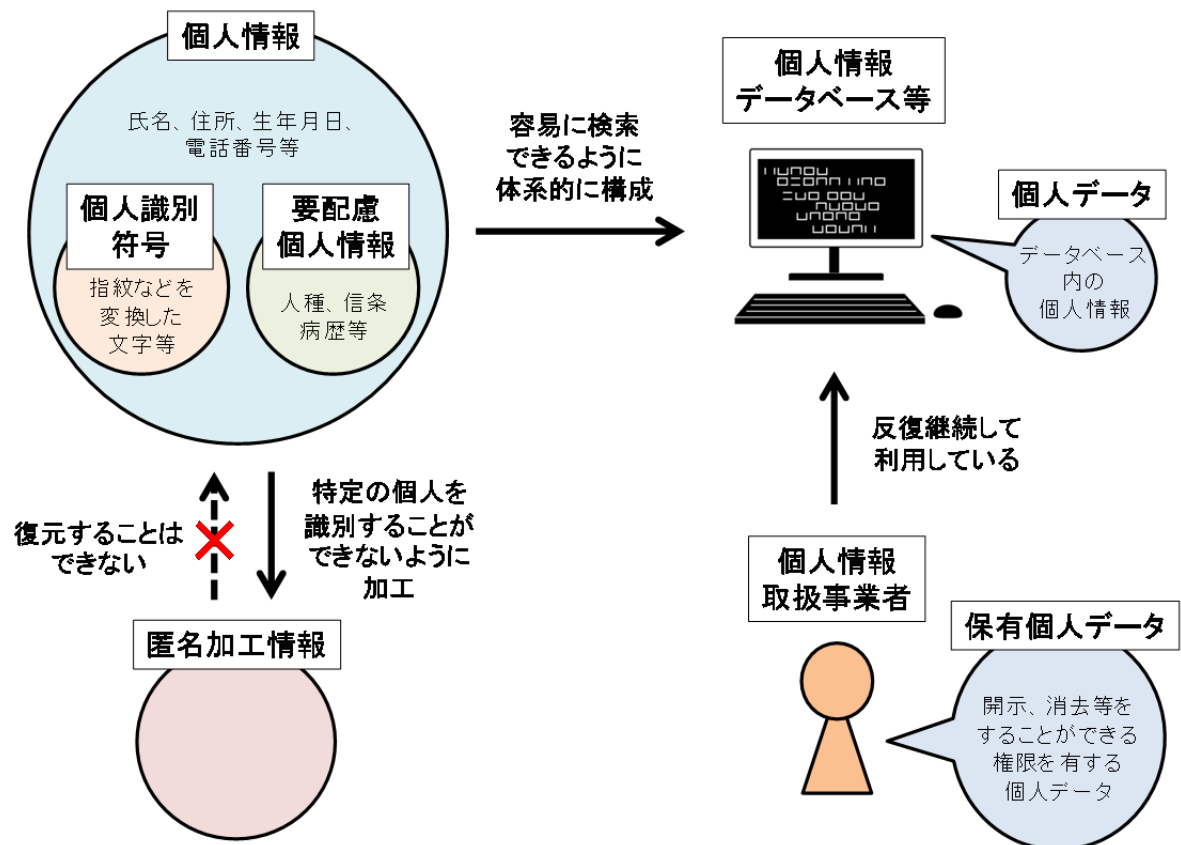
（出所）各省庁等より大和総研作成

² なお、EUデータ保護指令に代わる新たなデータ保護法制として、2016年4月にGDPR（General Data Protection Regulation）が制定され、2018年5月25日から施行されている。「充分性認定」については、GDPRにおいても規定されている。

³ 個人情報保護委員会の設置（2016年1月）や個人情報保護委員会へのオプトアウトの届出（2017年3月）は先行して施行された。

⁴ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等も同時に改正されているが、本シリーズでは民間分野における個人情報の取扱いに限定して解説することとする。

図表5 改正個人情報保護法における各種定義のイメージ



(出所) 大和総研作成

Q1: そもそも「個人情報」ってどういう情報を指すの？

A1: 生きている個人に関する情報であって、①その情報単体で特定の個人を識別できる、もしくは容易に他の情報と組み合わせることができ、組み合わせることで特定の個人を識別できる情報、②個人識別符号が含まれる情報のいずれかに当たるものを指す。

個人情報とは、個人情報保護法で保護される情報のことを指す。例えば事業者が個人情報を取得するとき、利用目的を具体的に特定する必要がある等、その取扱いについて注意が必要とされている。

個人情報の要件として、第一に「生きている」「個人」に関する情報でなければならない。つまり、故人に関する情報は個人情報には当たらない。ただし、例えば故人に関する情報が、まだ生存している遺族等を特定できる情報であった場合、これは個人情報に当たる可能性があるため注意が必要である。

また、「法人」に関する情報も個人を特定できないのであれば、個人情報には当たらない。例えば、法人の名称や所在も、組み合わせ等により従業員等の個人の情報を特定することができ

なければ、個人情報には該当しない。

生きている個人の情報のうち、単体、もしくは組み合わせ（容易に組み合わせられる場合のみ）により特定の個人を識別できる情報が、個人情報に当たる。

単体で特定の個人を識別できる情報としては、例えば氏名や顔写真（顔がはっきり判別できるもの等）が挙げられる⁵。他にも、氏名が含まれるメールアドレス（daiki.fujino@～のようなもの）や、著名な者のネット上のニックネームや ID（有名なゲームプレイヤーのニックネーム等）は特定の個人を識別できると考えられる。

一方、容易に他の情報と組み合わせることができ、組み合わせにより特定の個人を識別できる情報としては、住所や電話番号等が想定できる。住所や電話番号だけでは特定の個人を識別できるとは限らないが、例えば個人の氏名と住所や電話番号が SNS 上等に公開されており、容易に照合できる場合には、これらを組み合わせた情報全体は特定の個人を識別できるため、個人情報に該当するだろう。

Q 1 - a : 個人識別符号って何？

A 1 - a : ①特定の個人の身体の一部の特徴を変換⁶した文字や番号その他の符号であり、その特定の個人を識別できるもの、②個人に提供等される役務・商品の購入に関してその利用者等ごとに個別に割り当てられる文字や番号その他の符号であり、その割り当て等によって特定の個人を識別できるもののいずれかを指す。

図表 6 個人の身体の一部の特徴

(1)	細胞から採取されたDNAを構成する塩基の配列
(2)	顔の骨格、皮膚の色、目、鼻、口その他の顔の部位の位置、形状によって定まる容貌
(3)	虹彩(瞳の周りにある膜)の表面の起伏により形成される線状の模様
(4)	発声の際の声帯の振動、声門の開閉、声道の形状とその変化
(5)	歩行の際の姿勢、両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
(6)	手のひら、手の甲、指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
(7)	指紋、掌紋

(出所) 個人情報保護法施行令より大和総研作成

個人識別符号には①身体の情報に関するもの、②個人に提供等される役務・商品に関するものの2種類がある。

①に関して、個人の身体の一部の特徴とは、図表 6 の (1) ~ (7) のいずれかを指す。例

⁵ 同姓同名のものが想定される場合でも、氏名单体で個人情報に当たるとされている（個人情報保護委員会『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」（2017年2月16日（2018年7月20日更新））。

⁶ ただし、電子計算機の用に供するために変換した場合に限る。

例えば指紋や容貌、DNA の塩基配列等がこれに当たる。

また、(1) ～ (7) の情報を組み合わせることで本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアによって、本人を認証することができるようにしたものも個人識別符号に該当する点には留意する必要がある。

②に該当するものとしては、例えばパスポートの旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー等が挙げられる。ただし、マイナンバーをその内容に含む個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法）で「特定個人情報」と定義され、より厳しい規制が課されている⁷。

これら①、②のいずれかが含まれる、生存する個人に関する情報は個人情報に該当する。

Q 2 : 個人情報に関するルールってどうなっているの？

A 2 : 個人情報に関するルールは、全体、公的分野、民間分野におけるルールに分かれており、その中で法律や施行令、施行規則やガイドライン等がそれぞれ定められている。また、民間分野の中でも、特定の業界に対応したガイドライン等が定められている。

個人情報に関するルールは、個人情報保護法の他にも、個人情報の保護に関する法律施行令、施行規則や、各種ガイドラインが定められている（図表 7）。法律の細則として施行令、施行規則が定められており、また、法律をわかりやすく解説するためのものとして、ガイドラインや Q & A が示されている。特に Q & A では、個別の事例に基づいて個人情報保護法における取扱いについて説明している。

また、個人情報保護法は主に民間分野について規定しているが、公的分野については行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律で規定されている。これらの法律のうち、前者は内閣に置かれる機関や会計検査院を含む国のすべての行政機関を、後者は独立行政法人や日本銀行等その他法律で定めた法人を対象としている。しかし、地方公共団体は対象外であり、各団体の条例で規定されているという点には注意が必要である。他にも国会や裁判所は、三権分立の観点からそれぞれ実態に即して自律的に必要な措置を講じることが求められるため、当該法律の対象外となっている。

⁷ 具体的には、特定個人情報は利用目的が「税・社会保障・災害対策」に限定されていること、本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供できる場合が限定されていること等が挙げられる。また、特定個人情報は個人情報保護法とマイナンバー法の両方の適用を受けるが、両方で異なる定めがされている場合は、マイナンバー法が優先される。

図表 7 個人情報に関するルールの体系

	民間分野		公的分野
	金融関連分野	医療関連分野	
法律	個人情報の保護に関する法律1条～14条 (基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)		
	個人情報の保護に関する法律15条～88条 (個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)		行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
基本方針	個人情報の保護に関する基本方針		
施行令	個人情報の保護に関する 法律施行令		—
施行規則	個人情報の保護に関する 法律施行規則		行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規 定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則
			独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の 提供に関する規則
ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン(通則編)		行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン(行政機関非識別加工情報編)
	個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン(外国にある第三者への提供編)		
	個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)		
	個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン(匿名加工情報編)		独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律について のガイドライン(独立行政法人等非識別加工情報編)
	—	金融関連分野ガイドライン	医療関連分野ガイダンス
Q & A	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に 関するQ & A		—
その他法律・条令	—	医療分野の研究開発に資 するための匿名加工医療情 報に関する法律等	各地方公共団体の個人情報保護条例

(出所) 一部、個人情報保護委員会「個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ」を参考に、大和総研作成

さらに、民間分野の中でも、金融関連分野や医療関連分野等の特定の分野については、個別にガイドラインやガイダンスが規定されている。特に医療分野においては、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）が2018年5月11日に施行されている。これは、要配慮個人情報⁸（後述）にあたる個人の医療情報の扱いについて新たに規定したものである。このように、分野によっては他の分野とは異なる要請や状況に応じて、個別に扱いを法令化している場合もある。

Q 3 : 「要配慮個人情報」って個人情報とは違うの？

A 3 : 要配慮個人情報とは、個人情報の中でも、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いについて特に配慮が必要なものを指す。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等がこれに当たる。

⁸ なお、次世代医療基盤法における「医療情報」、「匿名加工医療情報」の対象範囲は、生きている個人に関する情報に限定されておらず、亡くなった個人に関する情報も含まれると考えられる。

要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮が必要とされるものであり、個人情報の一部を指す。人種や信条の他にも、身体障害等の心身の機能の障害があることや、医師等による健康診断等の結果や、本人を被疑者又は被告人として取調べ等（刑事事件に関する手続）が行われたこと等も、要配慮個人情報に該当する。

利用目的の公表等をしていれば取得自体には本人の同意が必要ない個人情報と異なり、要配慮個人情報を取得する場合は原則として本人の同意が必要となる等の取扱いが規定されているため、事業者は注意をする必要がある。

Q 3 - a : 要配慮個人情報の「人種」に、国籍や肌の色は含まれるの？

A 3 - a : 「人種」は人種や世系、種族的出身を広く意味するが、単純な国籍の情報は法的な地位なので、それだけでは人種には含まれない。また、肌の色も人種を推知させるにすぎないため、人種には含まれない。

Q 3 - b : 要配慮個人情報の「社会的身分」に、職業や学歴は含まれるの？

A 3 - b : 「社会的身分」はある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味する。よって、単なる職業的地位や学歴はここでいう社会的身分には含まれず、要配慮個人情報には当たらない。

Q 4 : 「個人情報データベース等」って何？

A 4 : 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索ができるように体系的に構成したもの。もしくは特定の個人情報を一定の規則に従って整理することで、容易に検索ができるように体系的に構成した情報の集合物のうち、目次や索引等を有するもの。

個人情報データベース等とは、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを指す。コンピューターを用いて検索できるもの以外に、顧客の情報等を紙に記し、目次を作り検索ができるようにしているもの等もこれに当たる。

ただし、不特定多数の者に販売することを目的として発行され、不特定多数の者が随時購入でき、生存する個人に関する他の情報を加えず本来の用途に供しているものである場合は個人情報データベース等には当たらない。例えば、市販の電話帳等は、個人情報データベース等に

は該当しない。

個人情報データベース等の重要な要件は、「検索できるように体系的に構成」したものであることである。例えば、会議の議事録を文書作成ソフトで作成したとき、会議の出席者の名前が記されている場合、そのソフトの検索機能を使えば特定の個人を検索できる。しかし、この議事録はあくまで会議の内容の記録であり、特定の個人を検索することができるように体系的に構成したものというわけではないので、個人情報データベース等には当たらないと考えられる。

Q 4 - a : 「個人データ」って個人情報とは違うの？

A 4 - a : 個人データは、個人情報の中でも、個人情報データベース等を構成する個人情報のことを指す。

Q 5 : 個人情報保護法の対象となる「個人情報取扱事業者」って何？

A 5 : 個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業のために利用している者を指す。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は除く。改正前は 5,000 人分を超える個人情報を扱っている者が対象であったが、改正後は何人分の個人情報を扱っているかにかかわらず、対象となっている。

個人情報保護法では、個人情報の取扱いに関して「個人情報取扱事業者」の義務等が規定されている。ここでいう個人情報取扱事業者とは、Q 4 で説明のあった個人情報データベース等を「事業の用に供している」者を指す。「事業の用に供している」とは、事業者がその行う事業のために個人情報を利用していることをいい、その方法は限定されない。

また、個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わないとされる。たとえ法人格のない任意団体や個人であっても、個人情報取扱事業者に該当する点には注意が必要である。例えば NPO 団体が当団体の従業員情報のデータベースを事業に利用している場合も、個人情報データベース等を事業の用に供していると言え、当該 NPO 団体は個人情報取扱事業者に該当する。また、自治会や同窓会等の非営利組織もこれに該当するという点には注意が必要である。

個人情報保護法の改正前は 5,000 人分を超える個人情報を扱っている者が個人情報取扱事業者であるとされていた。しかし、改正によって、個人情報データベース等で扱っている個人情

報の多寡にかかわらず、それを事業の用に供しているならば個人情報取扱事業者に当たることが示された。

Q5-a : 「保有個人データ」って個人データとは違うの？

A5-a : 保有個人データとは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止を行うことができる権限を有するものを指す。ただし、図表8の①～⑤のいずれかに当たる情報は除く。

図表8 : 保有個人データに該当しない情報

当該個人データの存否が明らかになることにより、

① 本人・第三者の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるもの
例： 家庭内暴力等の被害者支援団体が有する加害者・被害者を本人とする個人データ
② 違法・不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
例： 悪質なクレマー等による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該行為を行った者を本人とする個人データ
③ 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
例： 要人の訪問先やその警備会社が保有している、当該要人を本人とする行動予定等の個人データ
④ 犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
例： 振り込め詐欺に利用された口座について警察から照会に対応する過程で作成した照会受理簿、回答発信簿、照会対象者リスト等の個人データ

もしくは、

⑤ 当該個人データを取得したときから6ヶ月以内に消去することとなるもの

(出所) 個人情報保護法施行令より大和総研作成

保有個人データとは、個人情報取扱事業者が開示等（本シリーズ次稿以降で解説予定）を行うことができる権限を有する個人データを指す。ただし、存否が明らかになることにより公益その他の利益が害される場合、もしくは6ヶ月以内に消去することとなる個人データについては、保有個人データに当たらないことには留意が必要である（図表8）。

また、保有個人データが誰のものかという点については、開示等の権限を誰が有しているかで判断されると考えられる。例えば個人データの取扱いがA社からB社に委託された場合、A社（委託元）がB社（委託先）に自己の判断で個人データの開示等を行う権限を付与していないときなどは、A社（委託元）が開示等の権限を有していると言え、当該個人情報A社（委託元）の保有個人データとなる。

Q 6 : 「匿名加工情報」って何？

A 6 : 匿名加工情報とは、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、復元できないようにしたものを指す。

個人情報とは異なり、本人の同意に代わる一定の条件の下で、本人の同意なしで第三者に提供をするなど、比較的自由に利活用することができる。

情報技術の発展等に伴い、個人に関する情報を利用した新たなサービスの創出や利便性の向上が期待されている一方で、個人情報の保護に対する不安等により、十分な利活用が進まないというジレンマが存在していた。

このジレンマを破り、個人に関する情報の利活用を促進するために、2015年の改正では個人情報とは異なる「匿名加工情報」という類型が新たに設けられた。匿名加工情報は個人情報とは異なり、本人の同意に代わる一定の条件の下であれば、本人の同意を得ることなく第三者に提供をすることができる等、比較的自由に利活用をすることができる。例えば、交通系 IC カードの使用履歴等を事業者の間で共有することで、顧客にとって利便性の高いサービスを提供することができるようになる等の利活用が想定される。

個人情報を匿名加工情報とするためには、個人情報の区分に応じて定められた措置によって、「特定の個人を識別することができないように加工」をする必要がある。Q 1 「そもそも個人情報ってどういう情報を指すの？」における①単体もしくは組み合わせで特定の個人を識別できる情報に当たる個人情報の場合は、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名や生年月日等の記述を削除することがこれに当たる。Q 1 の②個人識別符号が含まれる情報の場合は、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することが求められる。

また、匿名加工情報は、元の個人情報を「復元することができない」ようにしている必要がある。ここでいう「復元することができない」とは、匿名加工情報から元の個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述や個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態を指している。

ただし、「特定の個人を識別することができない」、「復元することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定・復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでは求めていない。少なくとも、一般人や一般的な事業者の能力・手法等を基準として、その情報を個人情報取扱事業者等が通常の方法により特定・復元できないような状態にすることを求めている。

なお、匿名加工情報についても、通常の個人情報と同様に、「匿名加工情報データベース等」、「匿名加工情報取扱事業者」が定義されている。匿名加工情報データベース等とは、特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体を指す。また、

匿名加工情報取扱事業者とは、匿名加工情報データベース等を事業のために利用している者をいう。

Q 6 - a : 統計情報と匿名加工情報って同じものなの？

A 6 - a : 統計情報とは、集団の傾向等を数量的に把握するための情報であり、特定の個人との対応関係が排斥されている限り、「個人に関する情報」に該当せず、個人情報保護法の対象外である。一方、匿名加工情報は個人情報保護法に従って個人情報を加工したものであり、個人単位の「個人に関する情報」を含むという違いがある。

統計情報とは、複数人の情報から共通要素にかかる項目を抽出して、同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向等を数量的に把握するものである。したがって、特定の個人との対応関係が排除されている限り、そもそも個人情報保護法における「個人に関する情報」には該当しないため、法の対象外となる。つまり、通常は統計情報は匿名加工情報とは異なる、もしくは匿名加工情報には該当しない。

【今後のシリーズレポートタイトル予定】

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A ②

～個人情報の取得や利用はどう行えばいいの？～

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A ③

～個人情報を第三者に提供するとき気を付けることは？～

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A ④

～個人情報保護法と海外の個人や企業との関係は？（GDPR との関係は？）～

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A ⑤

～金融関連分野での扱いはどうなっているの？～